

# 会計における資本概念の対立

## —概念フレームワークと「予備的見解：持分」の資本概念—

椛 田 龍 三\*

「会計の道具立てにおいて、『対立性 (oppositeness) [概念]』は、『同一性 (similarity) [概念]』(一範疇に包括するための一基準 (a basis for inclusion in a category)) や『相違性 (contrast) [概念]』(除外に関連した (related to exclusion)), という言葉と同様に有意義である。」(Littleton and Zimmerman [1962] p.24: 邦訳 [1976] 31頁)

「経営者の個人的な利害や動機と、投資家の利害の間には、多くの潜在的な相違点〔対立点〕がある (There are many points of potential divergence between the personal interests and motivations of managers and the interests of investors)。」(Norby et al. [1972] p.39) 例えば、財務諸表の「利用者と経営者との間の相違」点すなわち対立性に関して、「経営者は、個々の取引を処理する場合に弾力性 (flexibility in treating individual transactions)」を好むが、財務諸表の「利用者」である証券「アナリスト」は、「比較可能性」を重視するために、「同一取引に対して同一の会計処理 (similar accounting treatments for similar transaction)」(Rice et al. [1973] p.47) を好む。

### 目 次

- I はじめに
- II 旧概念フレームワークと資本概念
  - II-1 FASB の旧概念フレームワーク
  - II-2 IASC の旧概念フレームワーク
  - II-3 旧概念フレームワークと資本概念
- III FASB 「予備的見解：持分」[2007年] と資本会計の変容
  - III-1 負債と資本のプロジェクトと現状の問題点

\* 専修大学商学部教授

### III-2 FASB 「予備的見解：持分」と資本概念の変容

#### IV FASB 「予備的見解：持分」に対するコメント・レターの 内容

#### V おわりに

#### I はじめに

アメリカにおいては、会計基準設定に対するピースミール・アプローチ (piecemeal approach) ないしはケース・バイ・ケース・アプローチ (case-by-case approach) の弊害<sup>1)</sup> を除去するため、財務会計基準審議会 (以下、FASB と略称) が、1970年代以降、一連の概念フレームワーク (以下、SFAC と略称) を公表している。国際会計基準委員会 (以下、IASC と略称) も、FASB の影響を受けながら、1989年に概念フレームワークを公表している。さらに、IASC が、2001年に、国際会計基準審議会 (以下、IASB と略称) に組織変更したことを契機に、会計基準におけるコンバージェンス (convergence) 問題は、急速に顕在化しつつある。また、FASB と IASB は、2002年より会計基準のコンバージェンスを開始している<sup>2)</sup>。

IASB/FASB は、このような状況を踏まえて、2005年6月に、受託責任概念を概念フレームワークにおける個別の財務報告目的として明示しない決定をし (O'Connell [2007] p.215), それを受けて2006年7月に、討議資料「財務報告の改善された概念フレーム

ワークに関する予備的見解」(以下、「予備的見解：概念」と略称)を共同で公表したが、そこでは、原則主義的アプローチを踏まえて、投資意思決定目的と資産負債観のみを偏重した内容になっている(IASB [2006])<sup>3)</sup>。このように、受託責任概念(目的)を後退させた「予備的見解：概念」の考え方は、IASBとFASBが2010年に共同で公表した「財務報告の概念フレームワーク」(以下、「新概念フレーム」と略称)にも色濃く反映されている。

ところで、FASBは、1980年代以降の経済の「金融化(financialization)」(Dünhaupt [2016] p.2)<sup>4)</sup>を背景として、金融商品プロジェクトを推進してきた。このプロジェクトは、①情報公開、②認識と測定、および③負債と資本の区分というサブプロジェクトに分割される<sup>5)</sup>。その後、FASBは、1991年から1996年11月まで一時的に活動を停止していたが、1996年12月より再び活動を開始している<sup>6)</sup>。これまでに、このプロジェクトで公表された主な公表物はいくつかある<sup>7)</sup>が、FASBは、2007年に「持分の特徴を有する金融商品」(以下、「予備的見解：持分」と略称)を公表した。

本稿の目的は、概念フレームワークと「予備的見解：持分」の資本概念の対立点<sup>8)</sup>を考察し、その対立点に関連する課題を提示する。

## II 旧概念フレームワークと資本概念

### II-1 FASBの旧概念フレームワーク

#### II-1-1 財務報告の基本目的の内容

FASBの財務会計諸概念に関するステートメント(以下、SFACと略称)第1号では、財務報告の基本目的を、より一般的な目的からより具体的な目的へつぎのように展開している。

①財務報告は、現在および将来の投資者、債権者その他の利用者<sup>9)</sup>が合理的な投資、与信および類似の意思決定を行ううえで有用な情報を提供しなければならない。②財務報告は、現在および将来の投資者、債権者その他の情報利用者が配当または利息として、また、有価証券または債権の売却、途中償還または満期償還からの収入として、それぞれの将来の現金受領額

の時期および不確実性を評価するのに役立つ情報を提供しなければならない。③財務報告は、企業の経済的資源、かかる資源に対する請求権—資源を移転する責務と所有主持分—ならびにその資源とそれに対する請求権に変動をもたらす取引等に関する情報を提供しなければならない<sup>10)</sup>。

①は、投資者等が合理的な意思決定を行ううえで有用な情報を提供する一意思決定・有用性アプローチ—ことにあるという一般的な目的を規定し、②は、①を前提として、合理的な意思決定のためには、企業から情報利用者へのキャッシュ・フローの金額、タイミングおよび不確実性に関する情報が不可欠であることを規定している。ここでは、具体的な目的に関して、情報利用者の合理的意思決定にとって、予測されたキャッシュ・フローの評価がきわめて重要であるとされている。これは、資産負債観の特徴を示したものといえよう。③の会計目的では、さらに具体化されており、その内訳は、「経済的資源、責務および所有主持分」、「企業の業績と稼得利益」、「流動性、支払能力および資金フロー」、「経営者の受託責任および業績」および「経営者の説明と解釈」に区別して説明している。この中には、受託責任や会計責任の遂行を評価するために、発生主義会計によって測定された稼得利益情報を重視している<sup>11)</sup>箇所があるので、これは、収益費用観の特徴を示したものといえよう。

このように、SFAC第1号では、意思決定・有用性アプローチに立脚した資産負債観を重視した会計目的を主軸にしながらも、「伝統的な発生主義会計を支持して」<sup>12)</sup>、古典的アプローチに立脚した収益費用観を重視した会計目的も継承していた、と理解することができる。これは、二元的会計目的観と表現しえよう。

#### II-1-2 会計情報の質的特徴の内容

SFAC第2号では、「第一義的な質的特徴(primary qualitative characteristics)」<sup>13)</sup>と位置づけられている目的適合性と信頼性という概念をつぎのように展開している。

④目的適合性とは、情報利用者へ過去、現在および将来の事象の結末について予測を行ったり、あるいは事前の期待値を確認または訂正したりするのを助ける

ことにより、情報利用者の意思決定に違いをもたらす影響を及ぼす情報の能力を意味する。フィード・バック価値とは、情報利用者に事前の期待値を確認または訂正させる情報の特質を意味する。予測価値とは、過去または現在の事象の結果を情報利用者に正しく予測させる可能性を高めるのに役立つ情報の特質を意味する。適時性とは、情報が意思決定に影響を及ぼす能力を失う前に、意思決定者に当該情報を利用可能にされることを意味する<sup>14)</sup>。

④では、未だその情報を入手していない者に対して影響を及ぼす情報の能力によって定義<sup>15)</sup>されており、このためには、フィード・バック価値、予測価値および適時性という情報の特質が必要であるとされている。ここでの特徴は、SFAC 第1号における意思決定・有用性アプローチに立脚した、資産負債観を重視しているものと解することができる。SFAC 第2号は、信頼性に関して、つぎのように述べている。

⑤信頼性とは、情報にほとんど誤謬や偏向が無く、その情報が表そうとするものを忠実に表現していることを保証する情報の特質を意味している。会計の中心となる観念は、情報が目的適合的であるとともに、信頼しうるものでなければならないという点にある。ある測定値の信頼性は、当該測定値が表そうとするものを忠実に表現すること—表現の忠実性—にかかっており、それは利用者の保証と結びつき、またその保証は、測定値が表現上の特質をもっていることを検証すること—検証可能性—によって確保される。表現の忠実性とは、測定または記述と、それが表そうとする現象と照合または一致することをいう。検証可能性という特質は、会計情報の有用性を高めるのに寄与する。検証とは合意を意味する。検証可能性は、複数の測定者が同じ測定値を得る公算が大きいことを意味しており、それは主として、会計測定をとりまく不確実性から生じる測定上の諸問題に対処しようとするための一つの手段であり、他の特質よりも測定上の諸問題にうまく対処することができる<sup>16)</sup>。

⑤では、測定値の信頼性を確保するためには、表現の忠実性と検証可能性という特質に依存していることが示されている。表現の忠実性は、会計現象に照応ないしは一致する測定値を強調しているが、これには、

時価基準の場合もあろうが、原価基準の場合もあろう。SFAC 第2号では、検証とは合意であると規定し、「客観的」として広く認められた測定方法—例えば、原価基準—が、必ずしも最も高い検証可能性をもつとは限らない<sup>17)</sup>としているが、ここで最も合意形成しやすいのは、やはり取引概念に基づいて客観性を付与された原価基準であろう。このように、「表現の忠実性」と「検証可能性」という質的特徴には、収益費用観を重視した部分がある。さらに、SFAC 第2号では、目的適合性と信頼性のトレード・オフ関係についてつぎのように述べている。

⑥財務情報が有用であるためには、目的適合的であると同時に信頼しうるものでなければならないが、情報は両方の特徴を程度を異にしてもって差し支えない。目的適合性と信頼性は、どちらか一方を完全になしで済ませるわけには行かないが、どちらかに比重において相互に入れ替えることは可能である。情報は、また、さまざまな程度で階層構造図に示されているその他の〔質的〕特徴をもち、特徴間でのその他のトレード・オフが必要または有効かもしれない<sup>18)</sup>。

⑥では、会計基準設定に際して、目的適合性に重心が移動すれば主観性が強まり、信頼性に重心が傾けば客観性が強まり、前者の場合には時価主義的傾向が強まり、後者の場合には歴史的な原価主義の傾向が強まることを意味している<sup>19)</sup>。このように、SFAC 第2号では、意思決定・有用性アプローチに立脚した資産負債観を重視した箇所—主観性・時価基準に傾斜しがちな目的適合性—と、古典的アプローチに立脚した収益費用観を継承した箇所—客観性・真実性・原価基準に傾斜しがちな信頼性—が併存していたが、さらに、目的適合性と信頼性のトレード・オフを容認することにより、より柔軟な理論的装置<sup>20)</sup>となっている。

## II-1-3 財務諸表の構成要素と認識規準の内容

まず、SFAC 第6号は、資産、負債および持分（資本）等の定義に関してつぎのように規定している。

⑦資産は、過去の取引または事象の結果として、ある特定の实体により取得または統制されている、発生の可能性の高い将来の経済的便益—用役潜在力—である。負債は、発生の可能性の高い将来の経済的便益の

犠牲であり、過去の取引または事象の結果として、特定の実体が、将来、他の実体に対して資産を譲渡または用役を提供しなければならない現在の責務から生じる。持分（資本）は、ある実体の負債を控除した後の資産に対する残余請求権である。⑧包括利益は、所有主以外の源泉から生じる取引、その他の事象および環境要因から生ずる一期間における営利企業の持分の変動である。また、包括利益の内訳要素には、収益、費用、利得および損失がある<sup>21)</sup>。

⑦では、資産概念を「経済的便益」ないしは「用役潜在力」と定義し、ついで負債概念を定義し、持分概念を資産－負債＝持分（残余請求）と定義する。また、⑧では、包括利益を、所有主以外の源泉から生ずる持分の変動額と定義する。さらに、収益、費用、利得および損失は、包括利益の内訳要素として定義されている。ここでの定義は、資産、負債、持分、包括利益および収益・費用等という順序で行われており、包括利益が収益・費用等を規定している。このように、SFAC 第6号では、資産負債観を重視した包括利益という利益概念を強調している。また、ここで、持分（資本）を資産から負債を控除した差額として間接的に定義している—これを、ここでは資本間接規定説と表現しておこう—に注目しておこう。最後に、SFAC 第5号の包括利益と稼得利益の関係および認識と測定の関係について見てみよう。

⑨稼得利益という概念は、現行の会計実務における純利益と類似しているが、それは、当期に認識される過年度の一定の会計的修正の累積的效果を含まない。稼得利益と包括利益は、同一の広範な構成諸部分—収益、費用、利得および損失—を有しているが、稼得利益から除外され、包括利益に包含されるある種の利得や損失があるので、同一ではない。かかる諸項目は、過年度に修正された効果と、ある種の保有利得と保有損失である。さらに、別の箇所では、収益、利得、費用および損失を、稼得利益の内訳要素として認識するためのそれぞれの指針—実現、実現可能、稼得、経済的便益の費消等—を提示する。本ステートメントにおいて論じられている連繫した財務諸表の全体系は、財務的資本維持概念に基づいている<sup>22)</sup>。⑩基本的認識規準とは、当該項目が、財務諸表の構成要素の定義を満

たし、十分な信頼性をもって測定ができ、情報利用者の意思決定に影響を及ぼし、なおかつ表現上の忠実性と検証可能があることである。測定可能性における測定属性には、歴史的原価、現在原価、現在市場価値、正味実現可能価額、および将来キャッシュ・フローの現在（または割引）価値がある<sup>23)</sup>。

⑨では、SFAC 第6号で展開した、資産負債観を重視した包括利益概念のみならず、収益費用観を重視した稼得利益概念も支持されており、さらには、稼得利益の内訳要素として収益や費用等が規定されており、その具体的な指針として、実現や資産の費消（費用の発生）等が示されている。さらに、包括利益概念と稼得利益概念は、ともに財務的資本維持概念に基づいているとされている。⑩は、定義が認識規準の一環として位置づけられており、さらに測定属性の種類を説明している。しかし、SFAC 第5号では、あらゆる種類の資産や負債に単一の測定属性を用いさせるように、単一の属性を選択させ、かつ会計実務を急激に変えようとするものではなく、異なる属性が引き続き用いつづけられるように提案<sup>24)</sup>している。「本来不可分の関連にあるはずの『定義』と『[測定]属性』とは分離可能となり、両者の関係は一種の組合せ関係となる。」<sup>25)</sup>ここでは、資産負債観を重視した利益概念—包括利益—と収益費用観を重視した利益概念—稼得利益—が共存しており、さらに、定義と測定属性が分離可能なので、状況によっては、原価と時価のどちらも採用可能な弾力的な利益計算構造になっている。

すでに明らかなように、SFAC 第1号、第2号、第6号（第3号）および第5号では、会計目的、情報の質的特徴、構成要素の定義および認識・測定という領域を規定していたが、そこでは、資産負債観—意思決定・有用性という会計目的、目的適合性（主観性＝有用性）、資本間接規定説の採用、包括利益および時価基準を強調する傾向—を主軸にしながらも収益費用観—受託責任・会計責任という会計目的、信頼性（客観性＝真実性）、稼得利益および原価基準を強調する傾向—に傾斜した部分もかなり存在していた。さらに、目的適合性と信頼性のトレード・オフの関係や定義と測定属性の分離により、ますます柔軟性が付与され、「より一般的でより抽象的」<sup>26)</sup>な理論的装置となって

いる。このように、SFAC シリーズの利益計算構造は、資産負債観と収益費用観の混合モデルとなっている。さらに潜在的な情報利用者として、多くの利害関係者が措定されている。

## II-2 IASC の旧概念フレームワーク

### II-2-1 財務諸表の目的の内容

IASC は、まず、財務諸表は、名目資本維持概念を重視した取得原価に基づく会計モデルに準拠して作成されるのが一般的であるが、経済的意思決定のために有用な会計情報を提供するという目的にとって、他の会計モデルが適切な場合もあると指摘する。したがって、IASC が、1989年に公表した「財務諸表の作成表示に関するフレームワーク」（以下、IASC フレームワークと略称）は、外部の利用者のための財務諸表の作成表示の基礎をなす諸概念を述べているが、一定の範囲の複数の会計モデルに適用可能となるように作成されている<sup>27)</sup>。ここではすでに、IASC フレームワークが、取得原価のみならず時価評価も内包した内容を展開することを暗示している。IASC フレームワークは、このような基本的なスタンスを踏まえて、財務諸表の目的についてつぎのように述べている。

①財務諸表の目的は、広範な利用者<sup>28)</sup>が経済的意思決定を行うに際して、企業の財政状態、業績および財政状態の変動に関する有用な情報を提供することである。この目的のために作成される財務諸表は、ほとんどの利用者の共通の要求を満たすものである。②財務諸表は、また、経営者の受託責任、または経営者に委ねられた資源に対する会計責任の結果も表示する。経営者の受託責任または会計責任を評価したいと望む利用者は、経済的意思決定を行うために、そのような評価を行う<sup>29)</sup>。

①は、財務諸表の目的を、経済的意思決定のための有用な会計情報の提供と規定しているが、この中でも投資者に対する投資意思決定のための情報を重視し、この情報がその他の利用者の要求を満たすことになっている<sup>30)</sup>。②は、①の目的の中に包摂されているものと推定される。また、これらの会計目的を達成するために、伝統的な発生主義会計と継続企業の公準が、基礎となる前提として規定されている<sup>31)</sup>。このよ

うに、IASC フレームワークの会計目的観は、意思決定・有用性アプローチを重視した会計目的を主軸にしながらも、受託責任や発生主義会計を支持して、古典的・真実利益アプローチに立脚した収益費用観も継承していた、と理解することができる。これは、FASB と同様、二元的会計目的観を採用しているといえよう。

### II-2-2 財務諸表の質的特徴の内容

IASC フレームワークでは、すでに述べた財務諸表の目的を達成するための質的特性として、目的適合性、信頼性、理解可能性および比較可能性を掲げ、まず目的適合性に関してつぎのように述べている。

③情報は、それが有用であるためには、意思決定のための利用者の要求に適合するものでなければならない。情報は、利用者が、過去、現在および将来の事象を評価し、また利用者の過去の評価を確認し訂正するのに役立つことによって、利用者の経済的意思決定に影響を及ぼすとき、目的適合性の特性をもつ。情報の予測的役割と確認的役割は、相互に関連する。例えば、保有している資産の現在の水準と構成に関する情報は、企業の好機を利用する能力と不利な状況に対応する能力を利用者が予測しようと努めるときに価値がある。同一の情報は、例えば、企業の財務構造の形態と事業計画の結果についての過去の予測に関して、確認的役割を演じる<sup>32)</sup>。

③では、投資意思決定のための有用な情報提供という目的を達成するために、目的適合性という質的特徴を示しており、その下位概念には、情報の予測的役割と確認的役割を含んでいる。ここでは、意思決定・有用性アプローチに立脚した、資産負債観の特徴を示しているものと解することができる。IASC フレームワークは、信頼性に関して、つぎのように述べている。

④情報は、また、それが有用であるためには、信頼し得るものでなければならない。情報は、重大な誤謬や偏向がないとき、またそれが表示しようとするか、あるいは表示することを合理的に期待される事実を忠実に表現するため、情報が利用者によって信頼される場合に、信頼性の特性を有する。つまり、情報が信頼

性を有するためには、取引その他の事象を、忠実に表現しなければならない。さらに、情報が、取引その他の事象を忠実に表現するためには、取引その他の事象は、単に法形式に従うのではなく、それらの実質と経済的現実 (substance and economic reality) に従って会計処理され表示されることが必要である<sup>33)</sup>。

④では、投資意思決定のための有用な情報提供という目的を達成するために、信頼性も必要であり、信頼性を確保するためには、その下位概念として、表現の忠実性が必要であると規定している。また、この表現の忠実性を達成するためには、法形式ではなく実質優先主義 (substance over form) を重視することが必要であるとしている。さらに、信頼性の下位概念としては、中立性、慎重性および完全性があるとしている<sup>34)</sup>。ここでは、FASB の SFAC 第2号とは異なり、合意形成を核とする検証可能性概念はなく、実質優先主義のみが強調されている。

また、目的適合性と信頼性の他に、理解可能性と比較可能性を掲げている<sup>35)</sup>。さらに、目的適合性と信頼性の均衡を図るためには、経済的意思決定のための利用者の要求を最もよく満足させる必要があり、質的特徴間の均衡あるいはトレード・オフを考慮することが必要であるとしている<sup>36)</sup>。このように、IASC フレームワークの質的特徴は、すでに述べたように、信頼性概念の中に検証可能性概念はなく、表現の忠実性と実質優先主義のみを強調しているので、資産負債観により傾斜しやすい内容となっており、さらに、目的適合性と信頼性等の均衡あるいはトレード・オフを容認することにより、より柔軟な理論的装置となっている。

### II-2-3 財務諸表の構成要素と認識規準の内容

まず、IASC フレームワークは、資産、負債および持分 (資本) 等の定義をつぎのようにしている。

⑤資産とは、過去の事象の結果として当該企業が支配し、かつ、将来の経済的便益が当該企業に流入することが期待される資源をいう。資産が有する将来の経済的便益とは、企業への現金と現金同等物の流入に直接または間接的に貢献する潜在能力をいう。負債とは、過去の事象から発生した当該企業の現在の責務であり、これを決済することにより、経済的資源を包含

する資源が、当該企業から流出する結果になると予想されるものをいう。持分 (資本) とは、特定の企業のすべての負債を控除した資産に対する残余請求権である。貸借対照表に表示される持分の額は、資産と負債の測定額によって決定される。⑥利益は、しばしば、業績の測定値として、また資本利益率や1株あたり利益率等の測定値として用いられるが、それに直接関係する構成要素は、収益と費用である。収益とは、資産の増加や負債の減少の形をとる経済的便益の増加であり、持分参加者からの拠出に関連するもの以外の持分の増加を生じさせるものをいう。広義の収益には、収益と利得を含み、さらに、有価証券評価益や固定資産評価益などの未実現利得 (unrealized gains……arising on the revaluation of marketable securities and……resulting from increases in the carrying amount of long term assets) も含まれる。費用とは、資産の減少や負債の増加の形をとる経済的便益の現象であり、持分参加者への分配に関連するもの以外の持分の減少を生じさせるものをいう。費用の定義には、通常企業活動の過程で発生する費用だけでなく損失も含まれ、さらに企業の外貨建借入金に関して、当該外貨の為替レートの高騰による影響から発生する未実現損失 (unrealized losses) も含まれる<sup>37)</sup>。

⑤では、資産概念を「経済的便益」と定義し、ついで負債概念を定義し、持分概念を資産 - 負債 = 持分 (残余請求権) と定義する。また、⑥では、利益を業績の測定値と定義し、収益と費用を、未実現の利得と損失を含むものとして定義している。このように、IASC フレームワークの構成要素は、資産負債観を重視した定義となっており、持分 (資本) の定義に関しては、資本間接規定説を採用している。IASC フレームワークの認識規準は、つぎのように規定されている。

⑦構成要素の定義を満たし、当該項目に関連する将来の経済的便益が、企業に流入するかまたは流出する蓋然性が高く、当該項目が信頼性をもって測定できる原価または価値を有している場合、当該項目を認識しなければならない<sup>38)</sup>。

⑦では、定義は認識規準一環として位置づけられており、当該項目が、将来における経済的便益の流出入

の蓋然性が高く、測定信頼性があれば認識すべしとしており、測定属性に関しては、取得原価、現在原価、実現可能価額および現在価値が選択可能となっている<sup>39)</sup>。ここでは、SFAC 第5号と同様、定義と測定属性が分離可能となっており、状況によっては、原価と時価のどちらも採用可能な弾力的な利益計算構造になっている。また、費用の認識規準に関して、つぎのように述べている。

⑧費用は、原価の発生と特定の収益項目の稼得との間の直接的な関連に基づいて、損益計算書に認識される。この処理は、一般に費用収益の対応と呼ばれており、同一の取引またはその他の事象から直接にしかも結びついて発生する収益と費用を同時にあるいは結びつけて認識する。経済的便益が何期かの会計期間にわたって発生することが予想され、かつ、収益との関係が大まかにまたは間接的にのみ決定される場合には、費用は規則的かつ合理的配分手続に基づいて損益計算書に認識される。この基準は、有形固定資産等の使用に関連する費用の認識に当たって適用され、当該費用は、減価償却と呼ばれている。これらの配分手続は、こうした項目に関連する経済的便益が費消されまたは消滅する期間に、費用を認識することを意図している<sup>40)</sup>。

⑧では、費用収益の対応—直接的対応と期間的対応—を認めており、さらに経済的便益が費消された期間に合理的に配分されるべきことも規定している。しかし、「費用収益対応の原則の適用は、資産と負債の定義を満たさない貸借対照表項目の認識を許容するものではない」<sup>41)</sup>としている。これは、第1に資産負債観に基づく資産と負債の定義を満たした上で、収益費用観に基づく費用収益対応の原則と費用の配分手続を認めているものと考えられる<sup>42)</sup>。また、企業による適切な資本概念の選択は、財務諸表の利用者の要求に基づかなければならないとし、貨幣資本維持—保有利得は利益—と実体資本維持—保有利得は資本—を選択可能な会計モデルを提示している<sup>43)</sup>。

すでに明らかなように、IASCの旧概念フレームワークでは、FASBと同様、会計目的、情報の質的特徴、構成要素の定義および認識・測定という領域を規定していたが、そこでは、資産負債観—意思決定・有

用性という会計目的、目的適合性（主観性＝有用性）、認識規準としての資産と負債の定義、資本間接規定説の採用、および測定属性としての時価基準を強調する傾向—を軸にしながらも、収益費用観—受託責任・会計責任という会計目的、発生主義会計という基礎的な前提、認識規準としての費用収益対応の原則と費用の配分手続、および測定属性としての原価基準—に傾斜した部分もかなり存在していた。さらに、目的適合性と信頼性のトレード・オフの関係や定義と測定属性の分離により、ますます柔軟性が付与され、「より一般的でより抽象的な」<sup>44)</sup>理論的装置となっている。このように、IASCの旧概念フレームワークの利益計算構造は、資産負債観と収益費用観の混合モデルとなっている。しかし、IASCの旧概念フレームワークでは、信頼性の下位概念に検証可能性概念はなく実質優先主義を提示しているが、この点は、FASBの旧概念フレームワークと異なるところである。

## II-3 旧概念フレームワークと資本概念

すでに述べたように、FASBとIASCの旧概念フレームワークは、意思決定・有用性アプローチに基づく資産負債観を重視しながらも、古典的アプローチに基づく収益費用観を考慮した混合モデルによる利益計算構造を提示していた。

まず、会計目的に関して、FASBとIASCは、意思決定のために有用な会計情報の提供という会計目的観に、経営者の受託責任概念を個別目的として示した点は同じである。また、財務諸表の構成要素に関して、FASBとIASCは、資産負債観に基づいて、資産から負債を控除したものを持分＝純資産＝株主資本とする資本間接規定説を採用している点も同じである。さらに、時価評価するという点も共通している。しかし、質的特徴に関して、FASBが、目的適合性と信頼性を重視し、信頼性の下位概念として、検証可能性を配置したのに対し、IASBは、目的適合性と信頼性に加えて比較可能性と理解可能性も重視し、信頼性の下位概念として、実質優先主義を配置している点は、少し異なっている。ここで特に、FASBとIASCは、持分（資本）に関して資本間接規定説を採用しているが、これは、資産と負債は直接に規定し、資本は間接に規

定されるがゆえに、場合によっては、持分（資本）概念が曖昧になりがちである。この点に関して、FASBは、つぎのように懸念を表明している。

持分（資本）と負債の境界線は、概念上は明解であるにもかかわらず、実務上は不明瞭である。営利企業により発行されるいくつかの種類の有価証券は、さまざまな程度で負債と持分（資本）の両方を有しているように思われるため、またある有価証券に与えられる名称はその本質的な特徴を表わしていないため、特定の状況に「資本の」定義を適用することは、実務的な諸問題を伴う。例えば、転換社債は、負債の特徴と残余請求権の特徴の両方を有しており、転換社債についての会計上の諸問題を生じることがある（会計原則審議会（以下、APBと略称）オピニオン第14号「転換社債と株式購入ワラント付社債の会計処理」と、APBオピニオン第15号「1株当り利益」は、両方ともこの種の問題を論じている）。優先株式もまたしばしば負債と持分（資本）の特徴の両方を有しており、また実務上、優先株式のあるものは、それを現金で償還しなければならない満期額と満期日を有している<sup>45)</sup>。

ここで明らかなように、資本間接規定説では、確かに定義上は明確である—負債でないものは資本となる—が、負債と資本の両方の特徴を有する金融商品—転換社債や償還権付の優先株式等—に対して、負債と資本の明確な区分ができない可能性がでてくる。そこで、つぎに、負債と資本の区分問題を取扱ったFASBが、IASCと歩調を合わせて2007年に公表した「予備的見解：持分」の内容を分析してみよう。

### Ⅲ FASB「予備的見解：持分」[2007]と資本会計の変容

#### Ⅲ-1 負債と資本のプロジェクトと現状の問題点

これまでに、この負債と資本を区別するプロジェクトで公表されてきた主な公表物には、つぎのようなものがある。

- ① FASB [1990] 討議資料「負債証券と資本証券の区分と、その両方の特徴を有する金融商品の会計」（以下、「討議資料」と略称）
- ② FASB [2000a] 公開草案「負債、資本あるいは

両方の特徴を有する金融商品の会計」（以下、「公開草案：負債と資本」と略称）

- ③ FASB [2000b] 公開草案「負債の定義を改訂するためのFASB概念フレームワーク第6号の改正案」（以下、「公開草案：概念」と略称）
- ④ FASB [2003] SFAS第150号「負債と資本の両方の特徴を有する金融商品の会計」

これらの①から④では、負債と資本の区分をしない「請求権アプローチ (claims approach)」や負債と資本の間に別の要素を加える「中間項目アプローチ (mezzanine approach)」も議論されてきた<sup>46)</sup>。しかし、これらのアプローチは、現在において採用されていない。例えば、請求権アプローチは、1990年の「討議資料」では議論された<sup>47)</sup>が、その後、このアプローチは採用されていない。また、証券取引委員会 (SEC) の会計連続通帳 (ASR) 第268号 (1979) では、強制的償還優先株式を、負債と資本の中間項目＝ノーマンズ・ランド項目として表示するように規定していたが、「公開草案：負債と資本」[2000]と財務会計基準書（以下、SFASと略称）第150号 [2003]では、中間項目アプローチを否定して強制的優先株式を負債と規定し、所有関係概念を導入して売建プット・オプション（以下、POWと略称）を負債として分類している。しかし、このような進展はあったものの、「現金か普通株式で決済される売買勘定」、つまり、現金決済と株式発行とが選択可能な「新しい金融商品 (new financial instruments)」—この新しい金融商品は、以前より普及している—は、貸借対照表において分類するのが困難である。そして、いくつかのケースにおいて、現行の会計基準は、経済的な特徴より法形式 (legal form than on economic characteristics) により依存している<sup>48)</sup>として、つぎのような問題点を提示している。

金融商品がより複雑になるにつれて、法「形式と〔経済的〕実質 (form and substance)」が乖離してきた。例えば、市場で売買される転換社債 (convertible debt) と呼ばれる若干の金融商品は、より伝統的な転換社債のもとで発行されてきた株式の価値と等しい現金額で実際に決済されている。また、現行の会計基準



は、現存する金融商品のいくつかの決済方法やその他の特徴を、十分に取扱っていない。いくつかのケースにおいて、企業は、〔経済的〕実質を変更することなしに、法形式を変更することで、金融商品を報告する方法を効果的に選択できる。例えば、現行の会計基準（accounting requirements）のもとで、現金決済の売建コール・オプションは負債に分類されているが、企業が、現金か自社株式で決済する選択権をもつ場合、売建コール・オプションは資本として分類されている。この場合、企業は、たとえその金融商品を現金決済する意図をもっていても、資本分類（equity classification）を望むために、契約内容として自社株式で決済する規定をいれるであろう<sup>49)</sup>。

ここで明らかなように、まず、法形式と経済的実質が相当に乖離した金融商品が開発されるにつれて、POW取引を行っている会計実務では、その取引の経済的実質は同じなのに、現金決済か自社株式決済かという外形（形式）の差異を利用して、非一貫した会計処理をしている点を指摘している。また、負債と資本の区分ないしは分類問題が顕在化してきた別の理由としては、「もし市場が成熟し現金化しやすいのであれば、現金決済と〔自社〕株式発行が、多くの企業にとって相互に交換可能なので」、自社「株式発行〔決済〕は、しばしば、現金決済に対する容易で認められた代替物（a readily accepted substitute）」<sup>50)</sup>となるとしている。

しかし、このような新しい金融商品の取引の非一貫的な会計処理を容認する契機は、そもそも、FASBの旧概念フレームワーク第6号の財務諸表の定義に係る。旧概念フレームワーク第6号では、「負債は、発生の可能性の高い将来の経済的公益〔便益〕の犠牲であり、過去の取引または事象の結果として、特定の実体が、将来他の実体に対して、資産を譲渡または用役を提供しなければならない現在の債務〔責務〕から生じる」<sup>51)</sup>と定義し、資本の定義には資本間接規定を採用し、「持分または純資産は、ある実体の負債を控除した後の当該実体の資産に対する残余請求権である」<sup>52)</sup>と定義している。すなわち、現金決済を自社株式の発行（決済）で代替する金融商品は、本来ならば同じ会計処理—負債とする—をしなければならない

のに、FASBの旧概念フレームワーク第6号の定義から、自社株式を発行する責務を資本としているのである。また、すでに述べたSFAS第150号では、所有関係概念を所与のものとして、現物決済と純額株式決済—自社株式を発行する責務—を要求するPOWを負債として分類しているが、これは、旧概念フレームワーク第6号の負債と資本の定義と整合していない。

### Ⅲ-2 FASB「予備的見解：持分」と資本概念の変容

FASBは、すでに述べた当時の会計実務の問題点に対応して、また旧概念フレームワーク第6号とSFAS第150号のこのような矛盾点を踏まえて、2007年11月に、「予備的見解：持分」を公表した。「予備的見解：持分」では、まず、その意義についてつぎのように述べている。

「持分〔資本〕は、歴史的に、実体〔企業〕の残余権益（residual interest）として確認されてきた。……しかしながら、異なったレベルの残余〔概念〕が存在する。……それゆえ、持分〔資本〕とその他の請求権の間の適切な線引きのための調査は、残余〔概念〕の適切なレベルの調査」<sup>53)</sup>となる。「FASBは、基本的所有アプローチ（basic ownership approach）が、発行体〔企業〕やその監査人に対する会計上の要求を著しく簡素化する（simplifying）とともに、意思決定のためのより有用な〔会計〕情報（more decision-useful information）を投資家に提供する、という予備的見解に到達した。……また、基本的所有アプローチは、狭い持分〔資本〕の定義（a narrow definition of equity）を要求する。」<sup>54)</sup>「財務報告における簡素化（simplicity）—複雑性の除去（reduction of complexity）—は、基本的所有アプローチを選択した際のFASBのメンバーにとって、最優先に配慮すべきことであった。」<sup>55)</sup>「簡素化とは、報告された〔会計〕情報を、その財務情報を作成し、監査し、利用する人々による理解を容易にせしめることを意味している。……FASBが確認してきた最も簡素化された〔負債と資本の〕区分は、基本的所有商品（basic ownership instruments）のみを持分〔資本〕として分類することである。基本的所有商品の保有者は、〔企業の〕最

終的なリスクを負担し、実体〔企業〕とその活動における固有で最終的な報酬（rewards）に対する権利がある。基礎的所有商品は、実体〔企業〕における最も低いレベルの残余権益〔を意味し、〕……基本的所有商品は、持分〔資本〕における所有権益である。」<sup>56)</sup>

ここで明らかなように、まず、資本概念は、歴史的に残余権益を意味すること、しかし、残余概念がさまざまあるので、適切な残余概念を検討することが必要であるとしている。そして、ここでは、適切な残余概念として、最終的なリスクを負担し、最も低いレベルの残余権益＝所有権益が資本概念として妥当性があるとし、基本的所有アプローチに基づく基本的所有商品は、まさに、この最も低いレベルの残余権益のみを内包しているものとしている。また、資本概念をこのよう所有商品に限定一簡素化ないしは複雑性の除去一することは、作成者や利用者等にとっても、会計情報の理解を容易にせしめるとともに、意思決定のためのより有用な会計情報を投資家に提供することになっている。「予備的見解：持分」では、このように、基本的所有アプローチが適切な方法であるとして、そのアプローチを基礎づける2つの原則をつぎのように述べている。

- ①大部分の残余請求権は、資本として分類される。  
このクラスの金融商品〔基本的所有商品〕の保有者は、資本の所有者とみなされている。企業の所有者にとって利用可能な純資産を減少（増加）させる請求権は負債（資産）である。
- ②測定についての要求がない金融商品は、現存するフレームワークを使って測定されるべきである<sup>57)</sup>。

ここでは、基本的所有商品のみが資本となり、「若干の優先株式のような永久〔金融〕商品（perpetual instruments）を含むすべての他の金融商品や構成要素は、……負債として分類される。」<sup>58)</sup>「予備的見解：持分」では、このような基本原則を踏まえて、つぎの（a）と（b）の要件を満たす金融商品を基本的所有商品としている。

- (a) 金融商品の保有者が、〔負債か資本かの〕分類の決定を行う日に発行体〔企業〕が清算すると仮定した場合、その他のいかなる請求権よりも優先しない企業の資産の取り分に対する請求権を有している。
- (b) 金融商品の保有者が、すべての優先的な請求権が満たされた後に残る企業の資産の分け前に対する権利を有している。金融商品の保有者の分け前は、最も優先権の低いすべての請求権に対する保有者の割合に依存しており、利用可能な〔残余の〕資産の額以外にはその金額について上限も下限もない<sup>59)</sup>。

ここで明らかなように、「すべての金融商品の内で最も優先権の低い請求権を有する株式」は、基本的所有商品であるとしながらも、「もし企業が、優先権の異なる二種類の株式を発行している場合、たとえその二種類の株式が普通株式であっても、最も優先権の低いクラス〔の普通株式〕のみが基本的所有商品となる」としている<sup>60)</sup>。これは、普通株式が一種類しか発行していない場合は、それが基本的所有商品となるが、優先権の異なる普通株式が二種類発行されている場合は、最も優先権の低い普通株式のみが、基本的所有商品＝資本となることを意味している。このように、基本的所有商品であるためには（a）と（b）の要件を満たす必要があるが、それは法律上の資本とも異なる。普通株式は、「法形式における所有権益」があるとともに、「基本的所有商品」となるが、優先株式は、「法律上の所有権益」はあるが、「企業に対する最も優先権のない請求権」を意味しないので、「基本的所有商品にならない。」<sup>61)</sup>このように、基本的所有商品は、最も優先権の低い請求権を、負債と資本の区分のためのフィルターとして、資本を法定資本よりかなり狭く限定している。また、基本的所有商品はそのほとんどが永久商品であるが、償還可能な一強制的に償還可能な場合と、ホルダーの選択で償還可能な場合がある一金融商品〔普通株式〕が、すでに述べた（a）と（b）の要件を満たせば、基本的所有商品となっている<sup>62)</sup>。「予備的見解：持分」では、普通株式、償還可能普通株式および優先株式以外のその他の金融

商品に関して、つぎのように述べている。

「基本的所有要素 (a basic ownership component) と負債要素〔例えば、純額現金決済の買建プット部分〕から構成される金融商品は、あたかも2つの独立した金融商品かのように区別して報告されるであろう。」「区別される金融商品の事例としては、……純額現金決済の買建プットの特徴 (a net-cash-settled written put feature) を有する基礎的所有商品がある。純額決済の特徴を有する普通株式は、行使価格と現在の株価との差額に等しい現金を、ホルダーに支払うように発行体に要求する。もし、株価が行使価格よりも低い場合、ホルダーは、現金を受領し、普通株式は社外に残留するだろう。」<sup>63)</sup> この他にも、「基本的所有商品でないすべての金融商品」、例えば、「すべての先物契約やオプション契約は、負債として分類されるであろう。……もし、基本的所有アプローチが株式に基づく支払報奨に適用される場合、それらの報奨は負債として分類されるであろう。〔つまり、〕改訂 SFAS 第123号『株式に基づく支払い』[2004] では、負債報奨は公正価値に基づいた尺度を利用すべきであると要求しているが、株式に基づいた支払報奨が、この予備の見解におけるいかなる基準の範囲のなかに入るのか否かを、将来において考える必要があるであろう。」<sup>64)</sup>

ここで明らかなように、純額現金決済の買建プットの特徴を有する基礎的所有商品は、買建プット部分を負債として会計処理することを支持している。また、基礎的所有商品でないすべての金融商品—すべての先物契約やオプション契約—は、すべて負債として会計処理されるべきであるとしている。その結果、現行の改訂 SFAS 第123号のストック・オプションの規定が、現在の資本から負債へ変更される可能性がでてきた。また、「予備の見解：持分」[2007] では、金融商品の測定に関してつぎのように述べている。

この範囲内にあるすべての独立した金融商品は、もし当初測定が、その他の一般に認められた会計原則 (GAAP) —例えば、改訂第123号の株式に基づいた支払商品—で規定されていないならば、取引価格で当初に測定されるだろう。基本的所有商品と基本的所有要素〔最も優先権の低い普通株式〕は、他の GAAP で要求されていなければ、再測定されない。しかし、償

還条項のある基本的所有商品等は、資本の内部で別個に表示され、報告日に現在の償還価値 (current redemption value) —もしその金融商品が報告日に償還された場合に支払われるであろう対価の公正価値—で再測定される。負債として分類される優先株式—永久商品—に関して、FASB は、それを再測定するかどうか、またどのように再測定するかを未だ確定していない。基本的所有商品に係るオプション契約や先物契約—負債と分類される—に関しては、別の基準で異なった測定属性を要求していないならば、おのおのの測定日に公正価値で再測定され、公正価値の変動額は利益として報告されるだろう<sup>65)</sup>。

ここで明らかなように、まず、すべての独立した金融商品の当初の測定は、取引価格であり、償還条項のない基本的所有商品等—資本—は再測定されない。負債となる優先株式は、当初に取引価格で測定され、再測定するかどうかは確定されていない—FASB が今後、議論する予定—が、負債であるオプション契約等は、測定日に再測定され、その変動額を利益として計上するとしている。また、償還条項のある基本的所有商品—資本—は、償還価値で再測定される。ここで興味深いのは、償還条項がついていれば、公正価値で資本の再測定が行われるとした点であろう。つまり、最も優先権の低い普通株式である基本的所有商品は資本としているが、償還条項のある資本の変動部分—増加—は、償還条項のない資本として表示されている留保利益から振り替えられているのである。ここでは、償還条項のない基本的所有商品—償還条項のない基本的所有権益とも表現される—と、償還条項のある基本的所有商品—強制的な償還条項のある基本的所有権益とも表現される—の貸借対照表上での表示方法を示しておこう (図表1を参照)。

図表1から明らかなように、強制的な償還条項のある基本的所有権益は負債のすぐ下に表示し、その市場価値 (償還価値) の増加分—50ドル—も認識する。償還条項のない基本的所有権益は、強制的な償還条項のある基本的所有権益より下に表示し、その市場価値の変動分は認識されない。ここでは、会計基準設定に関する原則主義的アプローチを踏まえて、会計基準における簡素化—複雑性の除去—と、より有用な会計情報

図表1 資本における区分表示

つぎの事例は、現金あるいはその他の資産で決済される資本商品 (equity instruments) を、貸借対照表の資本セクション内で区別して表示するということを示したものである。ここでの仮定はつぎのようになっている。

(仮 定)

強制的な償還基礎所有権益は、取引価格200ドル—その取引日における市場価格—で、会計期間1の期末に発行された。

強制的な償還基礎所有権益は、償還日に公正価値で償還される。償還は、会計期間2の期末以降まで生じない。会計期間2の企業の純利益は300ドルである。

強制的な償還基礎所有権益の公正価値は、会計期間2のあいだに50ドル増加した。

	会計期間1	会計期間2
総資産	<u>1,300ドル</u>	<u>1,600ドル</u>
総負債	<u>450ドル</u>	<u>450ドル</u>
資本		
強制的な償還基礎所有権益	200ドル	200ドル
現在の償還額の累積的増加	—	50ドル
償還可能資本	<u>200ドル</u>	<u>250ドル</u>
非償還基礎所有権益	500ドル	500ドル
留保利益	<u>150ドル</u>	<u>400ドル</u>
非償還資本	<u>650ドル</u>	<u>900ドル</u>
総負債と総資本	<u>1,300ドル</u>	<u>1,600ドル</u>

(注) 留保利益250ドルの増加— $400 - 150 = 250$ —は、純利益300ドルからの現在の償還額の変動額50ドルを控除した残額である。

(出所) FASB (2007) par.33.

を投資家に提供するという観点から、償還条項のある資本—再測定される—と普通の資本とを明確に区分して表示している。このように「予備的見解：持分」では、性質の異なる資本（普通株式）を細分化することが、原則主義的アプローチに基づいた複雑性の除去とより有用な会計情報の提供に合致すると考えているようである。

「予備的見解：持分」では、このように、資本を基本的所有商品等に限定し、償還条項のない資本は再測定しないが、償還条項のある資本とオプション契約等の負債は再測定をすることで、会計基準の簡素化—複雑性の除去—を試みている。FASBは、この簡素化—複雑性の除去—された基本的所有アプローチを選考した理由を、つぎのように述べている。

- (a) 基本的所有アプローチは、基本的所有商品に係るすべてのデリバティブを負債として分類している。
- (b) 金融商品の決済の形態は、〔負債と資本の区分の〕分類を決定する際に考慮されていない。
- (c) 基本的所有アプローチは、利害関係者の異なった階層の権益間の明確な区別〔に関する会計情報〕を、財務諸表の利用者へ提供する。
- (d) 基本的所有アプローチは、残余として完全に参加しうる請求権のみを資本として分類するし、FASBの若干のメンバーは、それが企業の所有権益を表わしていると信じている<sup>66)</sup>。

すでに明らかなように、ここでは、特に、基本的所有商品を資本とし、それ以外の金融商品—デリバティ

ブも含む一を負債とすることで、一方においては、会計基準が簡素化される一複雑性が除去される一ことにより、利用者が会計情報を容易に理解できるようになるとともに、他方において、利害関係者間の異なった階層の権益の差異を会計情報として開示しうるので、意思決定のためのより有用な会計情報を投資家に提供することができるとしている。そして、「予備的見解：持分」では、このような立場から、基本的所有商品を資本とする資本直接規定説一最終的にリスクを負担する最も低い優先権を有する残余権益のみを資本とする一を採用しているものと思われる。

#### IV FASB「予備的見解：持分」に対するコメント・レターの内容

すでに述べたように、「予備的見解：持分」では、基本的所有商品を資本とする資本直接規程説を採用していた。この予備的見解に対して66通（65の組織）のコメント・レターがあった。そこで、ここでは、このコメント・レターの内容を見ていくことにしよう。図表2は、コメント・レターを提出した組織の名称を示しており、図表3はコメント・レターを提出した組織のタイプを分類したものである。ここでは、図表3にしたがって、組織のタイプごとにコメント・レターの内容を確認しておこう。ただしここでの分析は、コメント・レターの全てにわたって網羅的で詳細に行うことはせず、「予備的見解：持分」の見解に賛成か反対かという点を中心にして行うことにする（図表2と3を参照）。

①は、「公会計（public accounting）」に属する組織である。この中には、世界四大会計事務所とその他の会計事務所がある。この公会計のコメント・レターの総数は6通である。まず、世界四大会計事務所のKPMG LLP等は、コメント・レターでつぎのように述べている。

「われわれは、基本的所有アプローチが、財務報告を改善するであろうとするFASBの予備的見解を支持しない。そのかわりに、所有決済アプローチ（ownership-settlement approach）」を支持する（FASB [2008b] Comment Letters from KPMG LLP：33番<sup>67)</sup>。「われわれの見解では、基本的所有アプローチ

は、この〔負債と資本の区分〕プロジェクトに対する適切な解決策ではない。」「FASBは、請求権アプローチ（claims approach）のようないろいろなアプローチを探求し続ける必要」があり、また、このプロジェクトは、『概念フレームワークプロジェクトや財務諸表の表示プロジェクト』と関係させながら検討する必要がある（FASB [2008b] Comment Letters from PricewaterhouseCoopers, p.2：44番）。「われわれは、FASBとIASBが、〔負債と資本の区分に関する〕新しい分類アプローチを、共同で開発することを強く奨励する。」われわれは、「効果的で概念的な分類原則（effective conceptual classification principle）」を設定したり、「基本的所有アプローチ」を具体的に展開するためには、「一定の基本的な修正」が行われる必要がある、それにより、「財務諸表の利用者にも役立つ」情報となると考えている。したがって、われわれは、ある金融商品が、「現金決済か株式決済かのどちらかにしたがる」「所有決済アプローチよりも、修正された基本的所有アプローチ」の方が良いと考えている（FASB [2008b] Comment Letters from Deloitte：46番）。われわれは、「現在の米国〔の会計基準〕モデルのもとでの分類と関連するものとして、基本的所有アプローチが、財務報告をより簡素化（simpler）することに同意する。」しかし、「われわれは、〔基本的所有アプローチを無条件で支持するのではなく、〕暫定的に支持するであろう（We would tentatively support the Basic Ownership Approach）。」（FASB [2008b] Comment Letters from Ernst & Young Global Limited, p.1, Attachment A, p.1：56番）

このように、世界四大会計事務所であるKPMG LLPとPricewaterhouseCoopersは、「予備的見解：持分」に反対し、Deloitteも反対はするものの、基本的所有アプローチを修正したものは認めている。また、Ernst & Young Global Limitedは、負債と資本が簡素化するという視点からは基本的所有アプローチを認めているが、これは暫定的な支持にとどまっている。

②は、財務報告の「作成者（preparer）」に属する組織である。この中には、協同組合（cooperative）、金融機関（financial institution）、テクノロジー（technology）およびその他がある。ここでの作成者のコメ

図表2 コメント・レターを提出した組織（個人の氏名）

	組織名	氏名
1	MGHOLDINGS/SIP	MICHAEL A. GUMPORT
1A	MGHOLDINGS/SIP	MICHAEL A. GUMPORT
2		ANTHONY DESTEFANO
3	UNIVERSITAT HOHENHEIM	DIRK HACHMEISTER
4	FITCH RATINGS	DINA M. MAHER
5	NORTH CAROLINA STATE BOARD OF CPA EXAMINERS	ARTHUR M. WINSTEAD, JR.
6	AMERICAN COUNCIL OF LIFE INSURERS	MICHAEL M. MONAHAN
7	OHIO SOCIETY OF CPAS	GLENN ROBERTS
8	PRIVATE COMPANY FINANCIAL REPORTING COMMITTEE	JUDITH H.O'DELL
9	GERMAN COOPERATIVE RAIFFEISEN CONFEDERATION	MULTIPLE SIGNATURES
10	COMPENSATION VALUATION INC.	RICK ANTLE
11		DR. JOSEPH S. MARESCA
12		EDWARD W. TROTT
13	INSTITUTE OF CHARTERED ACCOUNTANTS IN ENGLAND WA	DESMOND WRIGHT
14	AMERICAN ACCOUNTING ASSOCIATION	PATRICK E. HOPKINS
15	WISCONSIN FEDERATION OF COOPERATIVES	WILLIAM OEMICHEN
16	FINANCIAL REPORTING ADVISORS, LLC	
17	INTERNATIONAL CO-OPERATIVE ALLIANCE	IVANO BARBERINI
18	EDUCATIONAL INSTITUTIONAL COOPERATIVE SERVICE, INC.	JOHN D. ORLANDO
19	ACCOUNTING STANDARDS BOARD OF JAPAN	TAKEHIRO ARAI
20	HANOVER CONSUMER COOPERATIVE SOCIETY	DONALD M. KREIS
21	FLORIDA INSTITUTE OF CPAS/APASC	YANICK J. MICHEL
22	COMMUNITY FOOD CO-OP	DANA HUSCHLE
23	UNIFIED GROCERS, INC.	RICHARD J. MARTIN
24	EUROPEAN ASSOCIATION OF COOPERATIVE BANKS	CHRISTOPHER PLEISTER
25	JUST FOOD: NORTHFIELD COMMUNITY CO-OP	ELIZABETH O. HUTCHINS
26	UBS AG	RALPH ODERMATT
27	EQUAL EXCHANGE, INC.	BRIAN ALBERT
28	NYSSCPA	DAVID A. LIFSON
29	NATIONAL RURAL UTILITIES COOPERATIVE FINANCE CORP.	THOMAS E. KANDEL
30	NATIONAL COOPERATIVE GROCERS ASSOCIATION	STEPHEN WOLFE
31	NATIONAL COOPERATIVE BUSINESS ASSOCIATION	PAUL HAZEN
32	NORTEL NETWORKS CORPORATION	PAUL W. KARR
33	KPMG LLP	
34	FEDERAL HOME LOAN BANKS	J. DANIEL COUNCE
35	COOPERATIVES EUROPE	AGNES MATHIS
36	AMERICAN ACCOUNTING ASSOCIATION/FASC	ROBERT H. COLSON
37	CROPP COOPERATIVE	MICHAEL BEDESSEM
38	NATIONAL SOCIETY OF ACCOUNTANTS FOR COOPERATIVES	GREGORY O. TAYLOR
39	PETER KIEWIT SONS', INC.	MICHAEL J. PIECHOSKI
40	NATIONAL RURAL ELECTRIC COOPERATIVE ASSOCIATION	RUSSELL D. WASSON
41	AICPA/ACSEC	BENJAMIN S. NEUHAUSEN
42	THE FOOD CO-OP	SALLY LOVELL
43	NATIONAL VENTURE CAPITAL ASSOCIATION	MARK G. HEESSEN
44	PRICEWATERHOUSECOOPERS LLP	
45	FANNIE MAE	GREGORY N. RAMSEY
46	DELOITTE TOUCHE LLP	
47	GRANT THORNTON LLP	
48	MICROSOFT CORPORATION	BOB LAUX
49	INTERNATIONAL SWAPS AND DERIVATIVES ASSOCIATION, INC.	LAURIN SMITH
50	WASHINGTON CREDIT UNION LEAGUE	SHARON HALL
51	REGIONS FINANCIAL CORPORATION	BRAD KIMBROUGH
52	ILLINOIS CPA SOCIETY	JOHN A. HEPP
53	ASHLAND FOOD COOPERATIVE	CHRISTINA M. OLIVER
54	ASSOCIATED WHOLESALE GROCERS, INC.	ROBERT Z. WALKER
55	FREUDENBERG CO.	FRANK REUTHER
56	ERNST & YOUNG GLOBAL LIMITED	
57	WORLD BANK	VINCENZO LAVIA
58	CREDIT SUISSE GROUP	
59	BDO SEIDMAN, LLP	
60	VALLEY NATURAL FOODS	SUSAN MCGAUGHEY
61	AICPA/PCPS/TIC	STEPHEN BODINE
62	INSTITUTE OF MANAGEMENT ACCOUNTANTS/FRC	PASCAL DESROCHES
63	FIDELITY INTERNATIONAL LIMITED	DEBORAH SPEIGHT
64	GERMAN ACCOUNTING STANDARDS BOARD	LIESEL KNORR
65	GOLDMAN SACHS GROUP, INC.	MATTHEW L. SHROEDER
66	INVESTORS TECHNICAL ADVISORY COMMITTEE	JEFF MAHONEY

(出所) FASB [2008b] .

ント・レターの総数は24通である。協同組合は、コメント・レターでつぎのように述べている。

「基本的所有アプローチ」では、「協同組合の最下位の権益 (most subordinated interest)」を「持分〔資本〕」としているので、この規定によると「われわれの協同組合のメンバーの残余権益 (residual interests)」は負債になるが、これは「持分〔資本〕として分類されるべきである。」(FASB [2008b] Comment Letters from Community Food Co-op : 22番) 「協同組合の株式」は、負債ではなく、「持分〔資本〕として分類される」ことを希望する。基本的所有アプローチによると優先株式は負債となるが、これも「持分〔資本〕と考えるべきである。」(FASB [2008b] Comment Letters from Just Food : Northfield Community Co-op : 25番) 「われわれの協同組合は、基本的所有アプローチを支持しない。」その理由は、「最下位の権益のみ (only the most subordinated interest) が持分〔資本〕となることができるという基本的仮定 (fundamental assumption)」を採用しているからである (FASB [2008b] Comment Letters from CROPP Cooperative : 37番)。「協同組合事業」の場合、協同組合のメンバーの残余権益は持分〔資本〕として分類されるべきである」ということは重要なことである。「優先株式は、持分〔資本〕として分類されるべきである。」(FASB [2008b] Comment Letters from Ashland Food Cooperative : 53番) 「基本的所有アプローチは、組織や事業活動に関して、協同組合モデル (cooperative model) と適合しない。」(FASB [2008b] Comment Letters from Valley Natural Foods : 60番) 「われわれは、基本的所有アプローチが、財務報告を非常に改善すると信じている」し、また、ある「金融商品が基本的所有商品であるかどうかの基本的な確認 (fundamental determination) は、全く明らかであり、適切であると信じている」し、また、それは、持分〔資本〕の特徴を持つ金融商品会計を著しく簡素化するであろう。」(FASB [2008b] Comment Letters from National Rural Electric Cooperative : 40番)。

このように、Community Food Co-op, Just Food : Northfield Community Co-op, Ashland Food Cooperative, および CROPP Cooperative は「予備的見解：

図表3 コメント・レターを提出した組織のタイプ

コメント・レターを提出した組織のタイプ	数
<b>①公会計 (Public Accounting)</b>	
世界四大会計事務所 (Big Four accounting firm)	4
その他の会計事務所 (Other accounting firm)	2
公会計合計 (Total Public Accounting)	6
<b>②作成者 (Preparer)</b>	
協同組合 (Cooperative)	13
金融機関 (Financial Institution)	7
テクノロジー (Technology)	2
その他 (Other)	2
作成者合計 (Total Preparer)	24
<b>③利用者 (User)</b>	
格付け機関 (Rating agency)	1
利用者合計 (Total User)	1
<b>④アカデミック (Academic)</b>	
アメリカ会計学会 (American Accounting Assoc.)	2
その他 (Other)	1
アカデミック合計 (Total Academic)	3
<b>⑤専門職の組織団体 (Professional Organization)</b>	
協同組合 (Cooperative)	10
公認会計士の組織団体 (CPA Society)	8
私的企業/ベンチャー (Private Company / Venture)	2
各国の会計基準設定機関 (Standard Setter)	2
その他 (Other)	3
専門職の組織団体合計 (Total Professional Org)	25
<b>小計 (Subtotal)</b>	59
<b>その他の組織 (Other)</b>	6
その他の組織合計 (Total Other)	6
<b>コメント・レターを提出した組織合計 (Total Respondents)</b>	65

(出所) FASB [2008a].

持分」に反対したが、National Rural Electric Cooperative は、賛成している。

④は、「研究者 (academic)」に属する組織である。この中には、アメリカ会計学会とその他がある。ここでの研究者のコメント・レターの総数は3通である。アメリカ会計学会の財務会計・報告セクションに

おける財務報告政策委員会（The Financial Reporting Policy Committee）は、コメント・レターでつぎのように述べている。

「予備的期見解：持分」は、「現行の概念フレームワークにおける負債の定義」を、事実上、否定している。ここでは、「基本的所有アプローチに基づく原則は明白か（clear）？」、その原則は、「適切か（appropriate）？」、さらに「基本的所有アプローチは、予備的見解（PV）の範囲内で、金融商品会計を十分に簡素化する（simplify）であろうか？」という問題領域がある。これらの問題領域に対して、われわれは、「基本的所有アプローチに基づいた原則は、明確に定義されていない」し、「現行の概念フレームワークと合致していないので」不適切であり、さらに、「予備的見解の範囲内で、金融商品会計を簡素化」できないであろう。また、「負債として報告された金商品の中に異種（heterogeneity）」のものが増加し、その「増加した異種」の金融商品は、「報告された負債と資本の情報の意思決定・有用性を減退させる」であろう（FASB [2008b] Comment Letters from The Financial Reporting Committee Of the Financial Accounting and Reporting Section of American Accounting Association：14番）。アメリカ会計学会の財務会計基準委員会は、コメント・レターでつぎのように述べている。

「この委員会〔財務会計基準委員会〕は、FASBの概念フレームワークの過去の基本的な見解（past fundamental aspects）」すなわち、「資産負債観と会計の受託責任機能を重視しない（the asset and liability view and the lack of emphasis on the stewardship function of accounting）」姿勢に対して異議申し立てをしてきた。「委員会〔財務会計基準委員会〕は、提案された変化〔基本的所有アプローチ〕が、経営受託責任（management stewardship）を評価するための一般目的財務諸表の有用性にどのように影響するののかということ、FASBとそのスタッフが再評価するよう奨励する。」（FASB [2008b] Comment Letters from The American Accounting Association's Financial Accounting Standards Committee：36番）

このようにアメリカ会計学会の両委員会は、基本的所有アプローチに基づく原則が、明瞭生、適切性およ

び簡素化に欠けており、現行の概念フレームワークの負債の定義と合致しないと批判する。また、基本的所有アプローチが、経営受託責任を評価するのにどのように役立つかを検討するようコメントしている。ここでは、アメリカ会計学会が、会計目的として、経済的（投資）意思決定のみならず、経営受託責任目的も重視していることが窺い知ることができる。

⑤は、「専門職の組織団体（professional organization）」に属する組織である。この中には、協同組合（cooperative）、公認会計士の組織団体（CPA Society）、私的企業／ベンチャー（Private Company / Venture）、および各国の会計基準設定機関（standard setter）がある。ここでの専門的な組織団体のコメント・レターの総数は25通である。まず、ドイツの会計基準審議会は、コメント・レターでつぎのように述べている。

「負債と持分〔資本〕に関する新アプローチ〔基本的所有アプローチ〕を展開する」「FASBの予備的見解」は、「多くの諸問題」を議論していないので失望している。ここで多くの諸問題に関して、われわれは、「負債と資本の区分に関するアプローチ」は、「原則〔主義〕に基づくべき」であり、「企業の幅広い〔情報〕利用者のための意思決定のために有用な情報（decision-useful information）を提供しなければならない」し、概念「フレームワークの質的特性に適合するものでなければならない」し、さらに「IAS第32号における現在のアプローチの弱点（deficiencies）を回避するものでなければならない」と考えている。このためには、「損失吸収アプローチ（loss absorption approach）」を採用することが、議論の「出発点（starting point）」であると考えている。したがって、われわれは、「基本的所有アプローチが、財務報告の改善」をするだろうとは考えていない（FASB [2008b] Comment Letters from German Accounting Standards Board, pp.2, 7：64番）。わが国における企業会計基準委員会（ASBJ）は、コメント・レターでつぎのように述べている。

われわれは、「企業（entity）の残余権益の保有者（residual interest holders）の請求権に焦点をあてた負債と資本の区分を支持し」、FASBが、「基本的所



有アプローチに基づいて熟慮」するであろうことに「同意する (agree)。」「日本の〔負債と資本の区分に関する〕アプローチは、基本的所有アプローチと類似している。」ただ、基本的所有アプローチでは、優先株式を負債とするが、「日本のアプローチ」は、「法形式で発行された」優先株式は、「所有者の持分〔資本〕として分類されている」点が異なる。そして、ASBJは、「この〔負債と資本の区分の〕プロジェクトは、概念フレームワークのプロジェクトにそって着手すべきである (This project should be undertaken in line with the Conceptual Framework project)」と考えている (FASB [2008b] Comment Letters from Accounting Standards Board of Japan, pp.1, 2 : 19番)。

このように、ドイツ会計基準審議会は、基本的所有アプローチに反対している。ASBJは、会社法を重視する観点から、優先株式を資本としているが、基本的所有アプローチを概ね支持している。しかし、この負債と資本の区分に関するプロジェクトは、概念フレームワークのプロジェクトにそって実行すべきこともコメントしている。

ここで、紙幅の関係上、コメント・レターの詳細な分析はこれ以上できない。そこで、すでに分析したコメント・レター以外に、「予備的見解：持分」=基本的所有アプローチに賛成（部分的賛成も含む）する組織の名称を掲げておこう。すなわち、基本的所有アプローチに概ね賛成する組織・個人としては、Anthony Destefano（個人：図表2の2番）、Fitch Ratings（4番）、Unified Grocer, Inc.（23番）、Nysscpa（28番）、National Cooperative Grocers Association（30番）、National Society of Accountants for Cooperatives（38番）、および Investors Technical Advisory Committee（66番）の7つがある。それに、すでに分析した組織が3つ—Accounting Standards Board of Japan (ASBJ : 19番)、National Rural Electric Cooperative（40番）、および Ernst & Young Global Limited（56番）—あるので、「予備的見解：持分」に部分的あるいは暫定的に賛成した組織（個人も含む）は10となる。したがって、66通のコメント・レターの内、50以上の組織（個人も含む）が反対している。このことは、FASBが、コメント・レターを要約した中でつぎのように述べて

図表4 所有決済アプローチと基本的所有アプローチによる貸借対照表上での分類の相違点

貸借対照表 (O - S)		貸借対照表 (B - O)	
資 産		資 産	負 債
現金	350	現金	350
棚卸資産	200	棚卸資産	200
			支払勘定 200
			優先株式 25
			ワラント 250
			<u>350</u>
	550		<u>475</u>
			資 本
			普通株式 75
			<u>550</u>

(出所) FASB [2008b] Comment Letters from Edward W. Trott : 12番。なお、一部分、修正した。

いることから窺い知ることができる。

「多くの応答者は、基本的所有アプローチを支持していない。」その理由として、基本的所有アプローチでは、「すべての永久金融商品〔優先株式等〕を負債としていること、「現在、持分〔資本〕として分類されている」金融商品等を負債として分類すること、「多くの負債のタイプの公正価値の変動を、純利益」の中で認識すること、および「協同組合で〔現在、〕持分〔資本〕として分類されている」優先株式等が「負債として分類される」ことになるからである (FASB [2008b] p.2)。本稿で試みたコメント・レターの分析は、このような内容を具体的な次元で見てきたわけである。ここで補足として、基本的所アプローチ (B - O) と所有決済アプローチ (O - S)) に基づく貸借対照表を示しておこう (図表4を参照)。この図表4から明らかなように、現行の所有決済アプローチでは、優先株式とワラントは資本となるが、基本的所有アプローチでは、優先株式とワラントは負債となる。すでに分析した、コメント・レターの多くの

共通点は、基本的所有アプローチによる負債の増加を嫌って批判したものと思われる。

## V おわりに

FASB の旧概念フレームワークは、当時の会計基準設定活動におけるピースミール・アプローチを批判する立場から展開され、IASC の旧概念フレームワークは、「不健全な会計実務を除去すること」に注目していたが、当初、多くの選択権を容認し—相互承認をしていた—、過剰な会計選択権の問題を引き起こしていた<sup>68)</sup>ので、このような過剰な会計選択権の問題を打開するため、「いわゆる概念フレームワーク」プロジェクトを立ち上げ、IASC の旧概念フレームワークが「1989年に公表された」(Tamm Hallstrom [2004] p.118)。ここでは、ピースミール・アプローチないしは会計選択権の過剰（ともに弾力的な会計処理の容認）は FASB/IASC の旧概念フレームワークと対立しているのである。しかし、旧概念フレームワークでは、資本の定義を間接的に規定する資本間接規定説を採用していたがゆえに、資本と負債の区分は、定義上において明瞭であるが、実務上は曖昧になりがちである。例えば、FASB の旧概念フレームワークは、実務上、負債と資本の区分が曖昧になるような項目として優先株式と転換社債をあげている。

そこで、FASB は、1980年代以降の経済の金融化現象を背景にして、1987年より金融商品プロジェクト—このプロジェクトは、①情報開示、②認識と測定、および負債と資本の区分というサブプロジェクトに分割される—を開始してきた。このプロジェクト—1991年から1996年の11月までは一時的に休止している—の公表された研究成果には、FASB [1990]、FASB [2000]、FASB [2000a]、FASB [2000b]、および FASB [2003] がある。しかしここでも新たな問題として、FASB の旧概念フレームワークと FASB [2003] の会計基準 (SFAS 第150号) が、負債概念を巡って対立してきたのである。

そこで、FASB は、2007年に、IASB の意向も踏まえて、「予備的見解：持分」を公表した。この「予備的見解：持分」は、基本的所有アプローチ—最下位の

残余請求権のみが資本と規定—は、狭い持分アプローチ—資本直接規定説を採用—を採用していたので、多くのコメント・レターで批判された。つまり、そこでは、それまで資本として表示してきた優先株式やワラント等が、基本的所有アプローチを採用すると負債になるので、負債の増加を嫌って批判してきたものと思われる。この批判した組織には、協同組合、世界四大会計事務所 (3社)、アメリカ会計学会等があった。また、コメント・レターの中には基本的所有アプローチは、概念フレームワークの一環として議論すべしという見解もあった。

その後、IASB は単独で2013年に討議資料「財務報告に関する概念フレームワークの見直し」(以下、「IASB：討議資料」と略称)の中で、この負債と資本の区分問題を取り上げ、「しかしながら、IASB の予備的見解では、厳格な義務アプローチの方が、狭い持分アプローチ〔基本的所有アプローチ〕より好ましい (However, in the IASB's preliminary view, the strict obligation approach is preferable to the narrow-equity approach)」(IASB [2013] p.97) と述べている。このように IASB は、暫定的な予備的見解として、資本直接規定説としての基本的所有アプローチではなく、資本間接規定説—FASB と IASB の旧概念フレームワークが採用した資本間接規定説と同じ考え方—としての厳格な義務アプローチを採用しているのである。ここでは、資本直接規定説 (基本的所有アプローチ)—資本を負債より先に限定するアプローチ—と、資本間接規定説 (厳格な義務アプローチ)—負債を資本より先に限定するアプローチ—が対立しているのである。今後、この IASB の予備的見解に対してどのようなコメント・レターがあり、それに対して IASB がどのように対応するのかを注目する必要がある。

また、ここで負債と資本の区分のプロジェクトに関して、FASB 「予備的見解：持分」[2007] とそれに対するコメント・レターの攻防のプロセスは、別の視点に立てば、会計における政治的な影響力と捉えることができよう。すなわち、会計における政治的な影響力を、「FASB の使命と合致しない利己主義的な目標 (self-interested purpose)」をもって、「経済的実体による〔会計〕基準設定過程への目的をもった介入

(purposeful intervention)」（Gipper et al. [2013] p.525）」と定義できるとするならば、本稿で検討したコメント・レター分析は、まさに会計基準設定過程への政治的な影響力—目的をもった介入—を表わしているということができる。

最後に、そもそも、「資本とは、まさに元本であり、所有者の当初の拠出〔額〕(original contribution of the owners)である。」(Nobes [2015] p.430)これは資本を所有者の拠出額に限定した資本直接規定説を意味しており、法律の領域の規定の仕方であるが、伝統的な会計もこの規定に即しているものと思われる。その後、「持分〔資本〕の概念は、(1940年代における)引当金と準備金を分離するようになって、また、(1960年代からの)負債の定義が行われるようになってから(when liabilities were defined (from the 1960s))明確になりはじめた。」(Nobes [2015] p.413)すでに分析したFASB/IASCの旧概念フレームワークでは、1960年代の資産と負債を定義するという視点<sup>69)</sup>を継承して、資本を資産から負債を控除した残余請求権と規定しており、これは、資本間接規定説を意味している。このように資本概念の歴史的な変容は、資本直接規定説から資本間接規定説へ重点シフトしているが、前者の概念の背後には、すべての企業(特に製造業)、作成者指向の観点、受託責任(会計責任)目的、保守主義、信頼性、原価・実現主義重視、分配可能利益重視の視点が関連し、後者の概念の背後には経済の金融化現象、利用者指向の観点、経済的(投資)意思決定目的、目的適合性、忠実な表現、公正価値重視、分配可能利益ではなく有用な情報提供の視点が関連してくると思われる。紙幅の関係上、これらに関する議論は今後の研究課題としたい。

#### 注

- 1) ここでの弊害とは、このアプローチを採用すると、実務に傾斜しがちになり、会計問題を包括的に解決するには相当に疑わしいとされたことをいう(Storey [1964] p.49)。
- 2) 『日本経済新聞』2004年9月27日。
- 3) なお、これに関する詳細な議論は、津守 [2008]、梶田 [2014]・[2016b]・[2016c]・[2017]を参照。
- 4) この経済の金融化の詳細に関しては、梶田 [2016b]・[2016c]・[2016d]を参照。
- 5) FASB [2000a] pars.133-134.
- 6) FASB [2007] par.E3.
- 7) ここでの公表物には、FASB [1990]・[2000a]・[2000b]・[2003]がある。
- 8) これに関して、対立概念をキー・ワードとして理論展開した梶田 [2016a]も参照。
- 9) FASBの旧概念フレームワークでは、財務報告の潜在的な情報利用者として、「出資者、与信者、仕入先、将来の投資者および債権者、従業員、経営者、取締役、得意先、証券アナリストおよび投資顧問、証券ブローカー、証券発行引受業者、証券取引所、弁護士、エコノミスト、税務当局、監督官庁、立法機関、経済新聞および報道機関、労働組合、商工団体、ビジネス調査機関、研究者、学生その他一般大衆」(FASB [1978] par.24:邦訳 [1990] 20頁)を掲げている。これは、金融セクターのみに対応した情報利用者を示したのではなく、製造業も含む非金融セクターにも対応した情報利用者も示していると考えられる。
- 10) FASB [1978] pars.34, 37, 40 (邦訳 [1990] 26, 28, 30頁)。
- 11) FASB [1978] pars.50, 51 (邦訳 [1990] 36頁)。
- 12) Miller and Redding [1986] p.105.
- 13) FASB [1984] pars.73, 75 (邦訳 [1990] 245, 246頁)。
- 14) FASB [1980] Glossary of Terms (邦訳 [1990] 60頁)。
- 15) FASB [1980] par.37 (邦訳 [1990] 80頁)。
- 16) FASB [1980] Glossary of Terms, pars.58-59, 63, 81, 84, 89 (邦訳 [1990] 60, 91-92, 100, 102, 103-104頁)。
- 17) FASB [1980] par.85 (邦訳 [1990] 102頁)。
- 18) FASB [1980] par.42 (邦訳 [1990] 83頁)。
- 19) 津守 [2002] 233頁。
- 20) これに関して、FASBの旧概念フレームワークの柔軟性を探求した西田 [1997]も参照。
- 21) FASB [1985] pars.25, 35, 49, 70, 77 (邦訳 [1990] 297, 301, 308, 320, 323頁)。
- 22) FASB [1984] pars.33-34, 42, 45, 82 (邦訳 [1990] 226, 230-231, 232, 249頁)。
- 23) FASB [1984] pars.63, 67 (邦訳 [1990] 239-240, 241-243頁)。
- 24) FASB [1984] par.70 (邦訳 [1990] 244頁)。
- 25) 津守 [2002] 199頁。
- 26) Sterling [1982] p.104.
- 27) IASC [1989] preface, par.1 (邦訳 [2001] 22, 23頁)。
- 28) IASCの旧概念フレームワークでは、財務諸表の情報利用者として、投資者(リスク資本の提供者とそのアドバイザー

- ザー)、従業員、貸付者、仕入先とその取引業者、得意先、政府と監督官庁、および一般大衆を掲げている (IASC [1989] par.9)。これは、FASBと同様、金融セクターのみに対応した情報利用者を示したのではなく、製造業も含む非金融セクターにも対応した情報利用者を示していると考えられる。これに関して、財務諸表や財務報告の利用者の範囲と、経済の金融化との相互関係を分析した梶田 [2017] も参照。
- 29) IASC [1989] pars.12-13, 14 (邦訳 [2001] 25頁) .
- 30) IASC [1989] par.10 (邦訳 [2001] 25頁) .
- 31) IASC [1989] pars.22, 23 (邦訳 [2001] 27頁) .
- 32) IASC [1989] pars.26, 27 (邦訳 [2001] 28頁) .
- 33) IASC [1989] pars.31, 33, 35 (邦訳 [2001] 28, 29頁) .
- 34) IASC [1989] pars.36-38 (邦訳 [2001] 29-30頁) .
- 35) IASC [1989] pars.25, 39-42 (邦訳 [2001] 27, 30頁) .
- 36) IASC [1989] pars.43, 45 (邦訳 [2001] 31頁) .
- 37) IASC [1989] pars.49, 50, 53, 67, 69, 70, 74, 76, 78, 80 (邦訳 [2001] 32, 35, 36頁) .
- 38) IASC [1989] par.83 (邦訳 [2001] 37頁) .
- 39) IASC [1989] pars.100-101 (邦訳 [2001] 39-40頁) .
- 40) IASC [1989] pars.95, 96 (邦訳 [2001] 39頁) .
- 41) IASC [1989] par.95 (邦訳 [2001] 39頁) .
- 42) この点に関しては、徳賀 [2003] 147-148頁も参照。
- 43) IASC [1989] pars.102-110 (邦訳 [2001] 40-41頁) .
- 44) Sterling [1982] p.104.
- 45) FASB [1985] par.55 (邦訳 [1990] 310-311頁) .
- 46) FASB (2007) pars.E7-E10.
- 47) FASB (1990) par.226を参照。
- 48) FASB (2007) pars.4-5.
- 49) FASB (2007) par.6.
- 50) FASB (2007) par.7.
- 51) FASB (1985) par.35 (邦訳 (1990) 301頁) .
- 52) FASB (1985) par.49 (邦訳 (1990) 308頁) .
- 53) FASB (2007) par.53.
- 54) FASB (2007) p. iii .
- 55) FASB (2007) par.51.
- 56) FASB (2007) pars.55-56.
- 57) FASB (2007) par.16.
- 58) FASB (2007) par.17.
- 59) FASB (2007) par.18.
- 60) FASB (2007) par.19.
- 61) FASB (2007) par.24.
- 62) FASB (2007) par.20.
- 63) FASB (2007) par.25.
- 64) FASB (2007) pars.27-28.
- 65) FASB (2007) par.30, 32, 33, 34, 35.
- 66) FASB (2007) par.51.
- 67) ここで、組織名の後に示した番号 (この場合は33番) は、図表2の各組織の番号を意味している。
- 68) これに関連して、かつてIASCの議長であった白鳥も、「国際会計基準委員会設立から当初の約15年間は設定された国際会計基準は、国際会計基準が少しでも多くの国に、できるだけ早く受け入れられるようにとの配慮から、余程不適切な会計基準でない限り、幅広い会計基準を国際会計基準として容認する内容だった。そのため、同一の経済事象について複数の会計基準を認める結果になっていた」(白鳥 [1998] 12頁) と回顧している。
- 69) これに関しては、1960年代の文献である Sprouse and Moonitz [1962] 等を参照。

#### 参考文献

- Dünhaupt, Petra [2016] “*Financialization and the Crises of Capitalism*”, Institute for International Political Economy, Berlin, Working Paper, No.67.
- FASB (1990) Discussion Memorandum No.94, *Distinguishing between Liability and Equity Instruments and Accounting for Instruments with Characteristics of Both*, FASB, August.
- FASB (2000a) Exposure Draft, *Accounting for Financial Instruments with Characteristics of Liabilities, Equity, or Both*, FASB, October.
- FASB (2000b) Exposure Draft, *Proposed Amendment to FASB Concepts Statement No.6 to Revise the Definition of Liabilities*, FASB, October.
- FASB [2003] Statements of Financial Accounting Standards No.150, *Accounting for Certain Financial Instruments with Characteristics of both Liability and Equity*.
- FASB (2007) Preliminary Views, *Financial Instruments with Characteristics of Equity*.
- FASB [2008a] Preliminary Views, *Financial Instruments with Characteristics of Equity: Comment Letter Summary*.
- FASB [2008b] Preliminary Views, *Financial Instruments with Characteristics of Equity: Online Comment Letters* ([http://www.fasb.org/jsp/FASB/Comment\\_Letter\\_C/Comment\\_Letter\\_Page\\_cid=121822](http://www.fasb.org/jsp/FASB/Comment_Letter_C/Comment_Letter_Page_cid=121822)).
- Gipper, Brandon, Brett J. Lombardi and Douglas J. Skinner [2013] “The politics of Accounting Standard-Setting: A

- Review of Empirical Research”, *Australian Journal of Management*, Vol.38, No.3, pp.523-551.
- IASB [1989] *Framework for the Preparation and Presentation of Financial Statements*.
- IASB [2006] Discussion Paper, *Preliminary Views on an improved Conceptual Framework for Financial Reporting : The Objective of Financial Reporting and Qualitative Characteristics of Decision-useful Financial Reporting Information*.
- IASB [2010] *Conceptual Framework for Financial Reporting 2010*.
- IASB [2013] Discussion Paper, *A Review of the Conceptual Framework for Financial Reporting*.
- Littleton, A. C. and V. K. Zimmerman [1962] *Accounting Theory: Continuity and Change*, Prentice-Hall, Inc. (上田雅通訳 [1976] 『会計理論—連続と変化—』 税務経理協会) .
- Miller, P. B. and R. J. Redding [1986] *The FASB: People, the Process, and the Politics*, Trwin.
- Nobes, Christopher [2015] “Accounting for Capital: the Evolution of an Idea” , *Accounting and Business Research*, pp.413-441.
- Norby, William C. et al. [1972] “ Objectives of Financial Accounting and Reporting from the Viewpoint of the Financial Analyst,” *Financial Analysts Journal*, July-August, pp.39-45, 76-81.
- O’Connell, V. [2007] “Reflections on Stewardship Reporting” , *Accounting Horizon*, Vol.21, No.2 (June) , pp.215-227.
- Rice, C. D. et al. [1973] *The Businessman’s View of the Purposes of Financial Reporting*, Booz, Allen & Hamilton, Inc.
- Securities and Exchange Commission [1979] *Presentation in Financial Statements of Redeemable Preferred Stock Accounting* Sries Release No.268.
- Sprouse, R.T. and M. Moonitz [1962] Accounting Research Study, *A Tentative Set of Broad Accounting Principles for Business Enterprises*, AICPA (佐藤孝一・新井清光共訳 [1962] 『会計公準と会計原則』 中央経済社) .
- Sterling, R. R. [1982] “The Conceptual Framework: an Assessment,” *The Journal of Accountancy*, November, pp.103-108.
- Storey, R. K. [1964] “Accounting Principles: AAA and AICPA”, *The Journal of Accountancy*.
- Tamm Hallstrom, Kristina [2004] *Organizing International Standardization: ISO and the IASB in Quest of Authority*, Edward Elgar Publishing Limited.
- 梶田龍三 [2014] 「IASB 概念フレームワークにおける姿勢の変化—会計目的論を中心に—」 『会計・監査ジャーナル』 No.708, 111-121頁。
- 梶田龍三 [2016a] 「損益計算モデルと貸借対書評モデル—IASB/FASB [2010] 新概念フレームワークに関係させて—」 『佐賀大学経済論集』 第48巻第5号, 31-60頁。
- 梶田龍三 [2016b] 「会計における資産負債観について—金融セクターの動向に関連させて—」 『専修商学論集』 第103号, 49-69頁。
- 梶田龍三 [2016c] 「概念フレームワークにおける会計目的論の変容と金融セクターの影響力—会計の政治化に関連させて—」 国際会計研究学会・研究グループ [2016b] 『IFRS の概念フレームワークについて—最終報告書—』 57-66頁。
- 梶田龍三 [2016d] 「概念フレームワークにおける質的特性—制度的補完性理論と忠実な表現概念の関係—」 国際会計研究学会・研究グループ [2016] 『IFRS の概念フレームワークについて—最終報告書—』 88-98頁。
- 梶田龍三 [2017] 「会計における概念フレームワークの変容と二つの資産負債観—グローバルな組織と金融化に関係づけて—」 『ディスクロージャーニュース』 Vol.35, 71-78頁。
- 白鳥栄一 [1998] 『国際会計基準—なぜ、日本の企業会計はダメなのか』 日経 BP 社。
- 津守常弘 (2008) 「『財務会計概念フレームワーク』 の新局面と会計研究の課題」 『企業会計』 Vol.60 No.3, 4-14頁。
- 徳賀芳弘 [2003] 「国際会計基準の概念フレームワーク—会計上の認識規準を中心として—」 土方久編 [2003] 『近代会計と複式簿記』 税務経理協会, 142-155頁。
- 西田博 [1997] 「米国 FASB 『概念フレームワーク』 の柔軟性」 『経営研究』 1-26頁。